

## いわき湯本温泉インバウンド促進事業業務委託仕様書 【プロポーザル用】

### 1 業務委託の名称

いわき湯本温泉インバウンド促進事業業務委託

### 2 目的

本県の外国人宿泊者数が過去最高を更新している中、いわき湯本温泉を訪れる外国人観光客は多くなく、インバウンドを受け入れるための観光ルートやコンテンツ造成に関するノウハウが蓄積されていない状況にある。

そのため、本事業により、いわき湯本温泉におけるインバウンド受入に関する調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、専門家や外国人旅行者の目線から地域の魅力を再定義し、インバウンド向けの観光ルートやコンテンツの検討・検証を行うことにより、外国人観光客がいわき湯本温泉を起点として周遊しやすい環境を整備し、インバウンドの受入促進を図る。

### 3 履行期間

委託契約締結の日から令和8年3月25日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) インバウンド実態等調査

ア 調査期間 委託契約締結後～令和7年7月

イ 調査件数 80件以上

ウ 調査対象者

- ・いわき湯本温泉周辺の旅館、飲食店、小売店等の事業所を調査対象者とする。
- ・旅館については、調査実施時点でいわき湯本温泉旅館協同組合に加盟している全旅館に対して調査を実施すること。

エ 調査方法

- ・郵送により発送し、郵送及びWebにより回答を回収すること。
- ・Web回答については、スマートフォン及びパソコン等からアクセス可能な回答システムとする。

オ 実施内容

- ・インバウンドの受入状況や今後の受入意向等を把握するための効果的な調査項目を設定すること。
- ・調査対象者及び調査項目について一覧を作成し、事前に発注者の確認を受けること。
- ・協力依頼文書、調査票、回答票、発送用封筒及び返信用封筒を作成し、印刷及び発送

作業を行うこと。なお、協力依頼文書、調査票及び回答票については、事前に発注者の確認を受けること。

#### カ 成果品

- ・調査期間終了後2週間以内に、調査結果を集計した報告書（簡易版）を紙及び電子データで発注者へ提出すること。
- ・また、報告書（簡易版）のほか、履行期限までに調査結果報告書を発注者へ提出すること。調査結果報告書には、調査結果を分析し、いわき湯本温泉におけるインバウンド受入促進につながるポイントを記載することとし、発注者側が容易に編集及び活用できる電子データも併せて提出すること。

### (2) モデルルートの検討・作成

ア 実施期間 委託契約締結後～令和7年9月

イ 検討会実施回数 2回以上

ウ 実施内容

- ・(1)による調査を踏まえ、湯本地域周辺の観光資源や体験コンテンツを調査し、インバウンド向けのモデルルートを3ルート以上作成すること。
- ・3ルートのうち、行程に自転車による周遊を含むルートを2つ以上作成すること。
- ・ルートの作成に当たっては、インバウンドの専門家等を招聘の上、いわき湯本温泉旅館協同組合、いわき市、いわき市内のサイクリング関係者等を構成員とする検討会（以下、「モデルルート検討会」という。）を設置し、検討すること。
- ・モデルルートは、いわき湯本温泉周辺の観光地、施設等を含む1泊2日のルートとすること。
- ・モデルルートの宿泊先は、いわき湯本温泉旅館協同組合の加盟旅館とすること。
- ・招聘するインバウンドの専門家等については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・必要に応じて、インバウンドの専門家等が市内の観光資源を視察することができるよう、案内すること。

### (3) 実証モニターツアー

ア モニターツアー

(ア) 実施期間 (2) 終了後～令和8年1月

(イ) 実施回数 3回

(ウ) 参加者 市内の大学に在籍する留学生

(エ) 留意事項

- ・1回当たりの参加者を5名程度とし、合計15名以上の参加者を確保すること。
- ・参加者については発注者の指示に基づき選定し、参加者との連絡・調整を受注者が行うこと。

- ・(2)で作成したルートによる1泊2日の行程とし、各回で異なるルートとすること。
- ・レンタサイクルを活用する行程には、サイクリングガイドを同行させること。
- ・参加費は無料とする。
- ・参加者に対し、モニターツアーの良かったところや課題について聴取するとともに、その感想等について、SNS等で情報発信してもらうよう調整すること。
- ・モニターツアーには、モデルルート検討会に参加したインバウンドの専門家等も同行することとし、参加者と共にインバウンド受入に関する課題を抽出すること。

#### イ 検討会

- ・アの全3回のモニターツアー終了後、モニターツアーで抽出された課題の解決及びコンテンツの磨き上げに関する検討会を1回以上開催し、本取組のPDCAサイクルに向けた報告書を作成すること。
- ・参加者は、モデルルート検討会の構成員にモニターツアーの参加者やインバウンド受入意向がある市内の事業者（旅館、飲食店等）等を加えたものとする。
- ・履行期限までに検討会の結果をまとめた報告書を紙及び電子データで発注者へ提出すること。

### 5 成果品

実績報告書（2部）

### 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

### 7 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (2) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、発注者側に帰属するものとする。

### 8 提出書類

業務委託契約書に定めるもののほか、発注者が必要と認めるものについて、発注者が指定する期日までに提出すること。